

階上町町有地媒介協定の募集要領

1 媒介協定の概要

(1) 目的

宅地建物取引業者による媒介を活用し、町有地処分の促進を図る。

(2) 対象物件

階上町が処分する町有地のうち、媒介を依頼したものを対象とします。なお、媒介依頼にあたっては、媒介依頼書により対象物件の一覧を提供します。

(3) 対象業者（媒介業者）

宅地建物取引業免許を有しており、階上町と「町有地処分の媒介に関する協定書」を締結する団体（協会及び不動産会社等）

(4) 内容

上記業者による媒介で顧客が対象物件を購入し、売買代金が納入され、階上町が確認した後、階上町から当該業者に媒介報酬（仲介手数料）を支払います。

(イ) 媒介報酬の額は、1物件ごとの町有地売却価格を次の表の左欄に掲げる金額に区分して、それぞれの金額に同表の右欄に掲げた割合を乗じて得た金額を合計した金額（千円未満の端数切捨て）とします。

(ロ) 上記の額には、消費税及び地方消費税に相当する額が含まれるものとします。

(ハ) 顧客（町有地の購入者）に対しては、媒介に係る一切の報酬を請求できないものとします。

区 分	割 合
200万円以下の金額	100分の5
200万円超、400円以下	100分の4
400万円超の金額	100分の3

※ 媒介報酬計算例は、6ページに掲載しています。

2 協定の締結手続

(1) 申請先

階上町の町有地処分の媒介制度にご理解・ご協力（媒介に関する協定を締結）をいただける場合は、「協定申請書（様式第1号）」を提出してください。

（提出先 総合政策課政策推進G TEL0178-88-2113）

なお、階上町「町有地処分の媒介に関する協定書」の締結と同時に、「覚書」も併せて締結していただくこととなりますので、事前に別添の「町有地処分の媒介に関する協定書（様式第3号）」、「覚書（様式第4号）」、「階上町町有地処分の媒介に関する実施要綱」及び階上町「町有地処分の媒介に関する契約書（様式第7号）」についても十分に確認してください。

(2) 提出書類

(イ) 宅地建物取引業者免許証（写） 1通

(ロ) 法人の登記事項証明書（履歴事項証明書又は現在事項証明書） 1通

(ハ) 連絡先のわかるもの

※協会等の団体の場合、（イ）、（ロ）は必要ありません

媒介制度の手続きの流れ

1 媒介の開始

(1) 媒介依頼

(イ) 媒介依頼の通知の送付

階上町から協定締結者へ、媒介を依頼する町有地の情報を記載した通知文（様式第5号）を送付します。

(ロ) 会員への周知

協定締結者が協会等団体の場合、階上町からの媒介依頼の内容を、文書や掲示等の方法で所属会員に周知してください。

(ハ) 媒介の開始

媒介業者は、媒介依頼の内容を把握次第、対象となっている販売物件について媒介を行うことができます。

(ニ) 資料の請求

媒介業者は、販売物件及び売却条件等に関する資料を総合政策課政策推進Gに請求することができます。ただし、階上町のホームページからダウンロードすることにより当該資料を取得することができる場合は、その方法により取得してください。

(2) 媒介依頼の中止

(イ) 媒介依頼の中断及び中止通知の送付

階上町が媒介依頼を中断又は中止する必要がある場合は、速やかに階上町から協定締結者へ媒介依頼を中断又は中止する販売物件について通知文（様式第6号）を送付します。

(ロ) 会員への周知

協定締結者が協会等団体の場合、階上町からの媒介依頼の中断又は中止の内容を、文書や掲示等の方法で所属会員に周知してください。

2 媒介契約

(1) 媒介契約締結の事前調整

(イ) 申込状況の確認

媒介業者が階上町に対し購入者の紹介を行おうとする場合には、階上町と媒介業者とはあらかじめ「町有地処分の媒介に関する契約書」（様式第7号）（以下「媒介契約書」という。）を締結することになります。販売物件を紹介した顧客に購入の意思があるときは、媒介業者から総合政策課政策推進Gに未応募のままかどうか確認後、媒介契約書を企画財政Gに提出し

てください。

(2) 町有地処分の媒介に関する契約の締結

(イ) 提出書類

宅地建物取引業者免許証（写）1通が必要です。なお、収入印紙は不要です。

(ロ) 媒介契約の有効期間

原則として媒介契約には、階上町の都合により有効期限を設定します。

(ハ) 媒介契約の効力

媒介契約締結と同時に媒介申請の手続きが必要となります。媒介申請については、次項3 媒介申請を参照してください。

3 媒介申請

(1) 町有地処分の媒介申請書の提出

顧客が販売物件である町有地の買受を申請するときには、媒介申請の手続きが必要となります。なお、各物件の売買契約期限、売買代金納付期限等の条件、当該物件の現況等、階上町の販売条件等について顧客にご了解いただいた上で手続きをしてください。

(イ) 提出書類

- ・ 町有地処分の媒介申請書（様式第8号）
- ・ 町有地買受申請書（様式第9号）
- ・ その他階上町が指示する必要書類

（媒介契約書（購入希望者と宅建業者との間）の写し、購入希望者の印鑑証明書及び住民票、宅建業者の印鑑証明書）

(ロ) 媒介申請書記入上の注意点

- ・ 町有地購入希望者欄等の自署

必ず希望者本人の自署押印としてください。共有の場合は共有者全員の自署押印が必要となります。

- ・ 印鑑の統一

申込者等が媒介申請書及び不動産売却の申込書等に押印する印鑑は、同一のものとし、印鑑登録済みのものを使用してください。

- ・ 媒介報酬

階上町の町有地処分の媒介では、顧客には媒介報酬を請求できませんので留意してください。

(2) 媒介申請書・買受申請書の提出後の手続き

階上町町有地処分の媒介申請書及び町有地買受申請書が提出された後は、階上町から買受人（顧客）本人に契約手続き等について説明します。なお、説明のとき、売買契約を締結するときは、媒介業者は立ち会うこととなりますので留意してください。

4. 媒介申請の取り下げ

(1) 町有地処分の媒介申請取下書の提出

媒介申請提出後、事情により申請を取下げることが生じた場合は、取下届等の提出が必要となります。

(イ) 提出書類

- ・ 町有地処分の媒介申請取下書（様式第10号）
- ・ 町有地買受申請取下書（様式第11号）

(ロ) 媒介申請取下書記入上の注意点

- ・ 購入希望を取下げる者欄等の自署

必ず申込者本人の自署押印としてください。共有の場合は共有者全員の自署押印が必要となります。

- ・ 印鑑の統一

申込者等が町有地処分の媒介申請取下書及び町有地買受申請取下書等に押印する印鑑は、同一のものとし、印鑑登録済みのものを使用してください。

5 売買契約の締結

町有地の売買契約の締結は、階上町と購入者が行いますが、媒介業者は、階上町及び購入者双方の契約日時の調整をお願いします。

契約日時の調整が終わり次第、契約手続きに入ります。契約締結以降の手続き、スケジュール等については、総合政策課政策推進Gにお問合せください。

6 媒介報酬

(1) 媒介報酬の支払時期

売買代金が全額納入され、所有権移転登記が完了した時点で、支払が可能となります。したがって、代金が納入されないなど、町有地処分の媒介が終了しなかった場合又は中断、中止された場合には支払は行いません。

(2) 媒介報酬請求手続

媒介報酬は、当該媒介業者の請求に基づき支払うものとします。媒介契約締結時に所定の請求書等をお渡しします。上記確認が終了次第、階上町から

電話連絡をしますので、請求書及び媒介終了通知書に必要事項を記入し、媒介契約書に押印したものと同一の代表者印を押印のうえ、総合政策課政策推進Gに提出してください。

(3) 媒介報酬の金額

この制度に基づく媒介報酬の金額は、1頁に記載のとおりです。次の例を参考にしてください。

(イ) 媒介報酬の総額

例 売買価格が11,111,111円の場合

1) 200万円以下の部分

$2,000,000円 \times 5\% = 100,000円$

2) 200万円超～400万円以下の部分

$(4,000,000円 - 2,000,000円) \times 4\% = 80,000円$

3) 400万円超の部分

$7,111,111円 \times 3\% = 213,333円$

合計393,333円

1,000円未満の端数を切り捨て → 393,000円

(ロ) 媒介報酬に係る消費税額

上記の総額に含まれているものとみなします。

7 媒介契約の解除

(1) 媒介契約の解除

階上町は次のいずれかに該当する場合には、既に締結している媒介契約を解除することができるものとします。

(イ) 媒介業者が、町有地処分の媒介について、信義を旨とし誠実に遂行する義務に違反したとき

(ロ) 媒介業者が、媒介契約に係る重要な事項について故意若しくは重過失により事実を告げず、又は不実なことを告げる行為をしたとき

(ハ) 媒介業者が、宅地建物取引業に関して不正又は著しく不当な行為をしたとき

(ニ) 媒介業者が、媒介契約の履行をしないとき

(ホ) その他の事情により町有地処分の媒介が不要になったとき

(2) 媒介契約の解除の通知

階上町は媒介契約を解除する場合は、速やかにその旨を媒介業者に通知します。また、媒介契約が解除された場合には、媒介業者はこれに係る報酬及

び費用償還の請求をすることはできません。

8 問合せ先

その他詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

階上町総合政策課政策推進G TEL0178-88-2113

様式第1号 (第5条関係)

階上町長 殿

町有地媒介協定申請書

町有地処分 of 媒介に関する実施要綱第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり町有地媒介協定の申請をします。

記

申請者 _____

所属団体名 _____

所属支部名 _____

宅地建物取引業免許番号 _____ 知事・大臣(____)第_____号

商号又は名称 _____

所在地 _____

代表者 _____ (印)

電話番号 _____

担当者名 _____

資格要件の申告

町有地処分 of 媒介に関する実施要綱第4条に掲げる各号のいずれにも該当しません。

※添付書類 宅地建物取引業免許及び登記事項証明書(写し)1通

様式第2号（第5条関係）

殿

階上町長

媒介業者適合(不適合)通知書

町有地等処分の媒介に関する実施要綱第5条第2項の規定により、下記の者が媒介業者に適合(不適合)すると決定しましたので通知します。

記

商号又は名称

所在地

代表者

不適合の理由

町有地処分の媒介に関する協定書

階上町（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、甲の施行する町有地処分の媒介に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 甲は、公共事業の施行者である地方公共団体として、乙は、宅地建物取引業に係る公益法人として、各々の社会的使命を有する立場と双方の信義、誠実の原則に立ち、この協定に基づき、町有地処分の適正かつ円滑な推進と宅地建物取引業の健全な発展に資するものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定において「町有地処分の媒介」とは、乙の宅地建物取引業者（団体または不動産会社等。以下「媒介業者」という。）が甲に対して町有地の購入者（以下「購入者」という。）を紹介することをいう。

（業務執行体制の整備）

第3条 甲及び乙は、この協定の業務に関し次の各号に掲げる業務執行体制の整備につとめるものとする。

- （1） 町有地処分の媒介における社会的信頼の確保と節度ある規律の確立
- （2） 町有地処分の媒介に係る取引の信頼性と安全性の確保
- （3） その他この協定に基づく町有地処分の媒介の実効ある業務執行体制の確立

（町有地処分の媒介依頼）

第4条 甲は、町有地処分の媒介を依頼するときは、当該町有地の売却価格等の売払条件を付し、書面により乙に依頼するものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙以外の者にも併せて当該町有地の媒介を依頼できるものとする。

（資料等の請求及び送付）

第5条 媒介業者は、乙から町有地処分の媒介について通知があったときには、甲の指定する場所において資料を受け取ることが出来るものとする。

（町有地処分の媒介の開始及び終了）

第6条 媒介業者は、乙からの通知により、町有地処分の媒介を行うものとする。

2 町有地処分の媒介は、当該町有地の売買代金が甲に納付され、所有権移転登記が完了した時をもって終了する。

3 甲は、乙以外の依頼先において、又は甲自らが購入者を選定したときは、乙にその旨を遅滞なく報告するものとする。

4 甲は、第1項の町有地処分の媒介を中断し、又は中止させる必要があると判断したときは、乙にその旨を通知するものとする。

（媒介契約の締結）

第7条 媒介業者が甲に対し購入者の紹介を行おうとする場合には、甲と媒介業者とはあらかじめ「町有地処分の媒介に関する契約」（以下「媒介契約」という。）を締結するも

のとする。

(町有地処分の媒介等)

第 8 条 媒介業者は、前条の契約に基づき甲に購入者の紹介を行うときは、別に定める町有地処分の媒介申請書及び町有地買受申請書を提出するものとする。

2 媒介業者は、前項の町有地処分の媒介申請書の提出後において、その媒介を中止する場合は、甲に連絡するとともに、別に定める町有地処分の媒介申請取下書及び町有地買受申請取下書を提出するものとする。

3 町有地は一般の土地と異なり土地の使用に対して制約を受けるため、媒介業者から紹介された購入者に対する町有地の説明は甲が行うものとする。

4 当該媒介業者は、甲が、前項の説明をし、又は媒介業者から紹介された購入者と町有地の売買契約を締結する場合に、立ち会うものとする。

(町有地売買契約の締結)

第 9 条 町有地の売買契約の締結は、甲と購入者が行うものとするが、媒介業者は、甲及び購入者双方の契約の準備に協力するものとする。

(媒介報酬の額及び支払時期)

第 10 条 町有地処分の媒介に係る報酬（以下「媒介報酬」という。）の額は、宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 46 条第 1 項に基づき国土交通大臣が定めた額以内で甲と乙とが協議して定めるものとする。ただし、報酬の支払は町有地処分の媒介が終了した場合に限り行うものとし、町有地処分の媒介が終了しなかった場合又は中断、中止された場合には行わない。

2 甲は、当該町有地の売買代金が全額納入され、所有権移転登記が完了したのち、当該媒介業者の請求に基づき、当該媒介業者に前項の媒介報酬を支払うものとする。

(媒介契約の解除)

第 11 条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 7 条による媒介契約を解除することができる。

(1) 媒介業者が、町有地処分の媒介について、信義を旨とし誠実に遂行する義務に違反したとき

(2) 媒介業者が、媒介契約に係る重要な事項について故意若しくは重過失により事実を告げず、又は不実なことを告げる行為をしたとき

(3) 媒介業者が、宅地建物取引業に関して不正又は著しく不当な行為をしたとき

(4) 媒介業者が、媒介契約の履行をしないとき

(5) その他の事情により町有地処分の媒介が不要になったとき。

2 甲は、前項の規定により、媒介契約を解除する場合は、速やかにその旨を媒介業者に通知しなければならない。

3 第 1 項各号の規定により媒介契約が解除された場合において、媒介業者はこれに係る報酬及び費用償還の請求をすることができない。

(苦情紛争の処理)

第 12 条 この協定に基づく業務に関して苦情、紛争が発生した場合には、甲と乙とが協議のうえ、乙の責任において処理することとし、乙は、乙の措置及び指示に媒介業者を異議なく従わせるものとする。

(協定の解除)

第 13 条 甲は、乙がこの協定に基づく業務に関し不正又は不誠実な行為をしたときは、この協定を解除することができるものとする。

2 甲又は乙は、この協定に基づく業務の履行の必要がなくなつたと判断したときは、甲乙双方が協議してこの協定を解除するものとする。

(協議事項)

第 14 条 この協定に疑義が生じたときには、又は、この協定に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書 2 通を作成し、甲と乙とが記名・押印をして、それぞれ 1 通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 階上町大字道仏字天当平 1 - 8 7

階上町長

乙

町有地処分に関する覚書

階上町（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、平成 年 月 日付で締結した町有地処分の媒介に関する協定書（以下「協定書」という。）に関して、次のとおり覚書を締結する。

（媒介報酬基準）

第1条 協定書第10条第1項の規定に基づく媒介報酬の額は、町有地の売払価格を次の表の左欄に掲げる金額に区分して、それぞれの金額に同表の右欄に掲げた割合を乗じて得た金額を合計した金額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

区 分	割 合
200万円以下の金額	100分の5
200万円超、400万円以下	100分の4
400万円超の金額	100分の3

（注）この割合には、消費税額に係る税率に相当する率を含む。

2 乙に属する宅地建物取引業者は、町有地の購入者に対し媒介報酬を請求できないものとする。

（協議事項）

第2条 この覚書に疑義を生じたとき又はこの覚書に定めのない事項については、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、覚書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、それぞれ1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 青森県三戸郡階上町大字道仏字天当平1-87

階上町長

乙

様式第5号（第7条関係）

平成 年 月 日

殿

階上町長

町有地媒介依頼書

町有地処分の媒介に関する協定書第4条第1項に基づき、次の町有地処分の媒介について依頼します。

なお、協会等団体の場合は、貴所属会員への周知をお願いします。

記

1 処分の媒介を依頼する町有地

物件 番号	所 在	地目	地籍(m ²)	価格(円)	備 考

2 依頼期限

3 契約の条件

4 資料等の配布場所

5 添付書類

様式第6号（第8条関係）

平成 年 月 日

殿

階上町長

町有地処分の媒介依頼の中断及び中止通知書

平成 年 月 日付け階総発第 号で依頼しました次の町有地処分の媒介依頼について、媒介依頼を（中断・中止）したいので、町有地処分の媒介に関する協定書第6条第4項の規定に基づき通知します。

記

1 処分の媒介を依頼する町有地

物件 番号	所 在	地目	地籍(m ²)	価格(円)	備 考

様式第7号（第9条関係）

町有地処分の媒介に関する契約書

町有地処分の媒介に関する業務について、階上町（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、町有地処分の媒介に関する協定書（以下「協定書」という。）に基づき、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、地方公共団体及び宅地建物取引業にかかる社会的使命を有する立場と双方の信義、誠実の原則に立ち、町有地処分の適正かつ円滑な推進と宅地建物取引業の健全な発展に資するものとする。

（契約の趣旨）

第2条 甲は、次に掲げる土地（以下「町有地」という。）の処分を行うにあたり、土地の購入者（以下「顧客」という。）と甲との媒介を委託し、乙はこれを受託するものとする。

物件 番号	所 在	地目	地籍(m ²)	価格(円)	備 考

（業務の内容及び媒介報酬の支払い）

第3条 乙は、町有地の処分にあたり、協定書に基づき、顧客と甲との媒介を行い、次の書類を甲に提出しなければならない。

- (1) 町有地買受申請書
- (2) その他甲が指示する必要書類

2 甲は、顧客から売買代金金額が納入され所有権移転登記が完了した後、乙からの請求に基づき媒介報酬を支払うものとする。

（媒介報酬の額）

第4条 前条の媒介報酬の額は、協定書第10条第1項の規定により定められた額とする。

（苦情紛争の処理）

第5条 乙は、甲に対し町有地処分の媒介を行うにあたり、第三者との間に苦情、紛争が発生したときは、乙の責任において、これを処理するものとする。

（甲の解除権）

第6条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除

することができる。

(1) この契約に違反したとき

(2) 媒介業務の処理が不相当と認められるとき

(3) この契約を履行することができないと認められるとき
(費用の負担)

第7条 この契約の締結に必要な費用は、乙の負担とする。

(媒介契約の有効期限)

第8条 この契約の有効期間は、平成 年 月 日とする。

(秘密の保持)

第9条 乙は、この媒介により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(補則)

第10条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、
甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、甲と乙が記名・押印を
して、それぞれ1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 青森県三戸郡階上町大字道仏字天当平1-87

階上町長

乙

様式第8号（第10条関係）

平成 年 月 日

階上町長 殿

媒介業者 所属団体名
会社等の名称
所在地
代表者の氏名 印

町有地処分の媒介申請書

次のとおり、町有地処分の媒介に関する協定書第10条第1項の規定に基づき、町有却処分の媒介を申請します。

記

1 処分の媒介を依頼する町有地

物件 番号	所 在	地目	地籍(m ²)	価格(円)	備 考

2 町有地購入希望者

住 所	
氏 名	印
電 話 番 号	

注1)購入希望者欄の記入は、必ず本人の自署押印としてください。

注2)購入希望者との媒介契約書の写しを必ず添付してください。

注3)印鑑は、印鑑登録済みのものを使用して下さい。

注4)宅建業者の印鑑証明書を添付してください。

様式第9号（第10条関係）

平成 年 月 日

階上町長 殿

申込者 干
住 所
氏 名 実印
電話番号

町有地買受申請書（媒介物件）

町有地処分の媒介に係る次の町有地について、買い受けたいので申請します。

記

1 物件の表示

物件 番号	所 在	地目	地籍(m ²)	備 考

2 買受価格

金			百万			千			円

※ 金額の頭に「¥」マークを記載してください。

3 支払方法

一括払

契約保証金払（契約保証金額 金 円）

※ いずれかの□に「レ」を付してください。契約保証金払のときは、その金額（買受価格の1割以上）を記入してください。

4 添付書類

個人の場合 住民票及び印鑑証明書（発行後3箇月以内のもの）

注1 契約保証金払のときは、契約保証金は売買代金に充当します。

2 印鑑は印鑑登録済みの印を使用してください。（買受人となった場合に契約書に同一の印の押印をお願いします。）

様式第10号（第10条関係）

平成 年 月 日

階上町長 殿

媒介業者 所属団体名
会社等の名称
所在地
代表者の氏名 印

町有地処分の媒介申請取下書

平成 年 月 日で申請した次の町有地処分の媒介申請を、町有地処分の媒介に関する協定書第8条第3項の規定に基づき、町有地処分の媒介を申請します。

記

1 取下げする町有地

物件 番号	所 在	地目	地籍(m ²)	価格(円)	備 考

2 買受申請（購入希望）を取り下げる者

住 所	
氏 名	印
電 話 番 号	

注)購入希望者欄の記入は、必ず本人の自署押印としてください。

様式第11号（第10条関係）

平成 年 月 日

階上町長

殿

媒介業者 所属団体名
会社等の名称
所在地
代表者の氏名

印

町有地買受申請取下書

町有地処分の媒介に係る町有地の買い受けについて、平成 年 月 日に申請をしましたが、都合により取下げすることとしましたので、その旨届けます。

記

1 取下げする町有地

物件 番号	所 在	地目	地籍(m ²)	備 考

注)印鑑は、印鑑登録済みのものを使用して下さい。

平成 年 月 日

階上町長

殿

媒介業者 所属団体名
会社等の名称
所在地
代表者の氏名

印

町有地処分媒介の終了について（通知）

平成 年 月 日で申請した次の町有地処分の媒介について、購入希望者が売買代金を納付し所有権移転登記が完了したので、町有地処分の媒介を終了します。

記

1 媒介を申請した町有地

物件 番号	所 在	地目	地籍(m ²)	価格(円)	備 考

2 町有地購入者

住 所	
氏 名	
電 話 番 号	

3 売買代金納付、所有権移転完了日

売買代金納付年月日：平成 年 月 日

所有権移転日：平成 年 月 日

平成 年 月 日

階上町長 殿

媒介業者 所属団体名
会社等の名称
所在地
代表者の氏名

印

町有地処分の媒介報酬額請求書

町有地処分の媒介報酬として次の金額を請求します。

¥ _____

振込先 金融機関 口座名	() 銀行 () 支店	
	種目 () 預金	口座番号 ()
	(フリガナ)	
	口座名義人	

請求内容

件名	平成 年 月 日に締結した、下記町有地処分の媒介に関する契約に基づく媒介報酬として			
売却地	所 在		地 籍	m ²
購入者	住 所		氏 名	

請求内容内訳

契約金額 (媒介報酬額算定基準額)	¥			
200 万円以下の金額	¥	割合	5.0%	¥
200 万円超～400 万円以下	¥		4.0%	¥
400 万円超の金額	¥		3.0%	¥
小 計				¥
媒介報酬金額 (消費税・地方消費税を含むものとする) 小計の 1,000 円未満の端数切捨て後の金額				¥
うち消費税・地方消費税相当分 (請求金額の 5/105)				¥

階上町町有地処分に係る媒介手順

